

別表（第2条、第6条、第12条関係）

種目	品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台（身体障害者のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害児又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）（原則として3歳以上の者）	<small>じよくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者（原則として3歳以上の者）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たっ	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年

		て家族等他人の介 助を要する者(原則 として学齢児以上 の者)			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能 障害2級以上の者 (原則として3歳 以上の者)	介護者が重度身体 障害者(児)を移動 させるに当たって、 容易に使用し得る もの。ただし、天井 走行型その他住宅 改修を伴うものを 除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能 障害2級以上(原則 として3歳以上の 者)	原則として附属の テーブルを付ける ものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能 障害2級以上(原則 として学齢児以上 の者)	腕又は脚の訓練が できる器具を備え たもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能 障害者(児)であっ て、入浴に介助を必 要とする者(原則と して3歳以上の者)	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等を補助でき、障 害者(児)又は介助 者が容易に使用し 得るもの。ただし、 設置に当たり住宅 改修を伴うものを 除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能 障害2級以上(原則 として学齢児以上 の者)	障害者(児)が容易 に使用し得るもの (手すりを付ける ことができる。) ただし、取替えに当 たり住宅改修を伴	4,450円 手すり付きの 場合5,400円増し	8年

		うものを除く。		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護する機能を有するもの	スポンジ、革が主材料 15,656円 スポンジ、革、プラスチックが主材料 37,852円 (上記価格は、オーダーメイドの場合に適用し、既製品は、上記価格の80%の範囲内の額とする。)	3年
	重度又は最重度の知的障害者(児)でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者		12,160円	
歩行補助つえ (一本杖のみ)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、歩行障害があり、支持が必要な者	T字状・棒状のつえ	木材、ニス塗装 2,266円 軽金属、塗装なし 3,090円 (1本当り) 夜光材付きは422円(全面夜光材付きは1,236円)増し外装に白色又は黄	3年

			色ラッカーを使用した場合 267円増し	
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上の者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上の者）	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザー	15,500円	8年

		者（児）（火災発生 の感知及び避難が 著しく困難な障害 者（児）のみの世帯 又はこれに準ずる 世帯に限る。）	で知らせ得るもの。 ただし、1世帯につ き2台を限度とす る。		
	自動消火器	障害等級2級以上 の身体障害者（児） 又は重度若しくは 最重度の知的障害 者（児）（火災発生 の感知及び避難が 著しく困難な障害 者（児）のみの世帯 又はこれに準ずる 世帯に限る。）	室内温度の異常上 昇又は炎の接触で 自動的に消火液を 噴射し、初期火災を 消火し得るもの	28,700 円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上 の身体障害者又は 18歳以上の重度 若しくは最重度知 的障害者	視覚障害者又は知 的障害者が容易に 使用し得るもの	41,000 円	6年
	歩行時間延 長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上 （原則として学齢 児以上の者）	視覚障害者（児）が 容易に使用し得る もの	7,000 円	10年
	聴覚障害者 用屋内信号 装置 （身体障害 者のみ）	聴覚障害2級（日常 生活上必要と認め られる世帯に限 る。）	音、声音等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの（サウン ドマスター、聴覚障 害者用目覚時計、聴 覚障害者用屋内信 号灯を含む。）	87,400 円	10年
在宅療 養等支 援用具	透析液加温 器	じん臓機能障害3 級以上で、自己連続 携行式腹膜灌流法	透析液を加温し、一 定温度に保つもの	51,500 円	5年

	(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)			
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車 (身体障害者のみ)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	容易に使用し得るもの	9,000円	5年
盲人用体重計 (身体障害者のみ)	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要と認められる者(児)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年

情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声又は発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上で、周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難であると認められる者（原則として学齢児以上の者）	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト等をいう。周辺機器はアプリケーションソフト	100,000円	6年	
点字ディスプレイ（身体障害者のみ）	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年	
点字器	視覚障害者（児）であり、視力の低下又は視野 ^{さく} 狭窄がある者（原則として学齢児以上の者）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの（点筆を含む。） A 標準型 32マス18行、両面書真 ちゅう 鋸板製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	10,712円 6,798円	5年	

		イ 携帯用 A 32マス4 行、片面書アル ミニウム製 B 32マス12 行、片面書プラ スチック製	7,416円 1,699円	
点字タイプ ライター	視覚障害2級以上 (本人が就労若し くは就学している 又は就労が見込ま れる者に限る。)	容易に操作できる もの	63,100円	5年
視覚障害者 用ポータブル レコーダ ー	視覚障害2級以上 (原則として学齢 児以上の者)	音声等により操作 ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、 DAISY方式による録 音及び当該方式に より記録された図 書の再生が可能な 製品であって、視覚 障害者(児)が容易 に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上 (原則として学齢 児以上の者)	文字情報と同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗 号化した情報を読 み取り、音声信号に 変換して出力する 機能を有するもの で、視覚障害者(児) が容易に使用し得 るもの	99,800円	6年
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害者(児)で あって、本装置によ り文字等を読むこ	画像入力装置を読 みたいもの(印刷物 等)の上に置くこと	198,000円	8年

	とが可能になる者 (原則として学 齢児以上の者)	で、簡単に拡大され た画像(文字等)を モニターに映し出 せるもの		
視覚障害者 用地上デジ タル対応ラ ジオ	視覚障害2級以上 (原則として学 齢児以上の者)	地上デジタル放送 に対応し、視覚障害 者が容易に使用し 得るもの	29,000 円	6年
盲人用時計 (身体障害 者のみ)	視覚障害2級以上 (音声時計は、手指 の触覚に障害があ る等のため触読式 時計の使用が困難 な者を原則とす る。)	視覚障害者が容易 に使用し得るもの	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円	10年
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者(児)又 は発声又は発語に 著しい障害を有す る者であって、コミ ュニケーション、緊 急連絡等の手段と して必要と認めら れる者(原則として 学齢児以上の者)	一般の電話に接続 することができ、音 声の代わりに、文字 等により通信が可 能な機器であり、障 害者(児)が容易に 使用できるもの	71,000 円	5年
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者(児)で あって、本装置によ りテレビの視聴が 可能になる者	字幕及び手話通訳 付きの聴覚障害者 (児)用番組並びに テレビ番組に字幕 及び手話通訳の映 像を合成したもの を画面に出力する 機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障害 者(児)向け緊急信 号を受信するもの	88,900 円	6年

		で、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの			
人工 ^{こう} 喉頭	音声又は言語障害者で、無 ^{こう} 喉頭、発声筋 ^ひ 麻痺等により音声が発することが困難な者(主に ^{こう} 喉頭摘出者を対象とする。)	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔 ^{くわう} 内に導き構音化するもの	5, 150円 気管カニューレ付は3, 193円増し	4年
		電動式 ^{かく}	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	72, 203円 (電池又は充電器を含む。)	5年
人工内耳用電池	聴覚障害者で、人工内耳を装用している者	人工内耳用に使用する電池で、対象者が容易に使用できるもの	ボタン電池	2, 500円 (月額) 両耳の場合、2, 500円増し	—
			充電電池及び充電器	30, 000円 両耳の場合は30, 000円増し	3年

	福祉電話 (貸与) (身体障害者のみ)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	83,300円	—	
	ファックス (貸与) (身体障害者のみ)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	7,700円	—	
	視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害者(児)(原則として学齢児以上の者)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—	
せつ 排泄管	ストマ用装具	消化器系	直腸機能障害者で、人工	低刺激性の粘着剤を使用した密封型	8,858円 (月額)	—

理支援 用具		肛門のスト マを造設し た者	又は下部開放型の 収納袋（皮膚保護剤 及び袋を身体に密 着させるもの等の 附属品を含む。）と する。		
	尿路系	ぼうこう 膀胱機能障 害者で、尿路 変更のスト マを造設し た者	低刺激性の粘着剤 を使用した密封型 の収納袋（皮膚保護 剤及び袋を身体に 密着させるもの等 の附属品を含む。） で尿処理用のキャ ップ付きとする。	11,639 円 (月額)	—
紙おむつ	次のいずれかに該 当する者（原則とし て3歳以上の者） ア 脳性麻痺等脳 原性運動機能障 害による肢体不 自由者2級以上 の者で、かつ、児 童相談所又は知 的障害者更生相 談所において知 的障害者（児）と して判定され、排 尿又は排便の意 思表示が困難で あり、恒常的に紙 おむつを必要と する者 イ 治療によって 軽快の見込みの ないストマ周辺	紙おむつ、サラシ・ ガーゼ等衛生用品	12,000 円 (月額)	—	

	<p>の皮膚の著しいびらん若しくはストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者又は先天性疾患</p> <p>(先天性鎖肛<small>こう</small>を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者</p>			
尿管器	<p>膀胱機能障害者で、 排尿のコントロールが困難な者又は 尿路変更のストマを造設した者</p>	<p>尿管器とストマ用装具(尿路系)で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。</p> <p>ア 男性用 ラテックス製 又はゴム製 A 普通型 7,931円 B 簡易型 5,871円</p> <p>イ 女性用 A 普通型 8,755円 耐久性ゴム製尿管袋を有するもの B 簡易型 6,077円 ポリエチレン製の尿管袋</p>		1年

			導尿ゴム管付き(採尿袋20枚を1組とする)		
住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であつて障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)(原則として3歳以上の者)	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 居宅生活動作補助用具の給付は、1人1回限りとする。ただし、改修後に転居した場合は、再度給付することができる。